

3・3 京都市市街地景観整備条例（抄）

制定 昭和47年4月20日

全部改正 平成7年3月24日公布（8年5月24日施行）

最終改正 平成22年12月22日

京都市市街地景観整備条例（抄）

（収録）目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 美観地区等

第1節 美観地区等の指定（第6条）

第2節 建築物の認定手続き等（第7条～第9条）

第4章 歴史的景観保全修景地区（第24条～第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、建築物及び工作物（建築物を除く。以下同じ）の位置、規模、形態及び意匠の制限並びに植栽等に関する事項その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成及び保全に資するとともに、当該景観を将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地景観の整備 良好な市街地の景観の保全及び創出をいう。

(2) 美観地区 景観法（以下「法」という。）

第61条第1項の規定による景観地区（以下「景観地区」という。）のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。

ア) 山ろく型（省略）

イ) 山並み背景型（省略）

ウ) 岸辺型（省略）

エ) 旧市街地型 おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた地域又は伏見の旧市街地の地域内において、生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

オ) 歴史遺産型（省略）

カ) 沿道型（省略）

(3) 美観形成地区（省略）

(4) 建造物修景地区（省略）

(5) 建築物 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物をいう。

(6) 第1類工作物 高さが1メートルを超える自動販売機又はこれに類する工作物及び面積の合計が5平方メートルを超える軒先テント又はこれに類する工作物をいう。ただし、屋外広告物法第2条1項に規定する屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件を含む。以下「屋外広告物等」という。）を除く。

(7) 第2類工作物 高さが1.5メートルを超える垣、柵、煙突、電波塔、高架水槽、彫像、観覧車その他の工作物（携帯電話用のアンテナ及び太陽光発電装置については、1.5メートル以下のものを含む。）で、市街地の景観に支障を及ぼすおそれがあるものとして別に定めるものをいう。ただし、屋外広告物等を除く。

(8) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。

(9) 建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。

(10) 建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕

若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。

第2章 美観地区等

第1節 美観地区等の指定

第6条 市長は、景観地区を美観地区等として第2条第2号及び第3号に掲げる類型に基づき指定することができる。

第2節 建築物の認定手続等

(認定の手続)

第7条 市長は、市街地の良好な景観を維持するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定に条件を付することができる。

2 景観法施行規則（以下「省令」という。）第19条第1項第6号に規定する条例で定める図書は、別に定める。

(完了等の届出)

第8条 法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(認定を要しない建築物)

第9条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。

(省略)

第4章 歴史的景観保全修景地区

(歴史的景観保全修景地区の指定)

第24条 市長は、歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものを、歴史的景観保全修景地区として指定することが

きる。

2 市長は、歴史的景観保全修景地区を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

3 歴史的景観保全修景地区の指定及び変更は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(歴史的景観保全修景計画)

第25条 市長は、前条第1項の規定に基づき歴史的景観保全修景地区の指定をするときは、併せて当該地区の歴史的な市街地景観の整備に関する計画（以下「歴史的景観保全修景計画」という。）を定めなければならない。

2 歴史的景観保全修景計画には、建築物及び工作物の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項を定めるものとする。

3 市長は、歴史的景観保全修景計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(除却の届出等)

第26条 歴史的景観保全修景地区内の建築物を除却しようとする者は、当該除却に着手する日の30日前までに、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する建築物の全部を除却しようとする者は、当該建築物の敷地であった土地が空地となる場合は、生け垣又は塀の設置その他の方法により町並みの景観の連続性を保つようにしなければならない。

(修理又は修景に要する費用の補助)

第27条 市長は、別に定めるところにより、歴史的景観保全修景地区内にある建築物又は工作物の修理又は修景に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。